

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

四度目の緊急事態宣言、今発出中のものですが、この期限は実に三回にわたって延長され、今月末、つまりあさつてをもって解除となります。

東京では七月十二日から緊急事態宣言が発出されていますが、四度目の宣言発出を決めた七月八日の総理の会見等において、当初の期限は八月二十二日でしたけれども、これより前倒しの解除があり得るとまで発言をされておられましたけれども、結果として解除は当初より一か月以上延長されたこととなります。

総理の冒頭の発言でもございましたけれども、デルタ株の感染力の高さ以外にも、オリンピック、パラリンピック開催が感染拡大に影響したのか、感染してもなかなか入院できない医療逼迫を報道

で目にしたことによる行動変容があったのかなど、今回のいわゆる第五波に関わる様々な要因を検証分析し、今後の感染症対策に生かしていく必要があります。

そこで、大臣に伺います。

八月十七日のこの国会報告の場において、新型コロナウイルス感染症対策分科会、八月十二日に開かれたところで、東京都の人流を七月前半の五割削減、これを目標に設定したことをこの場で報告いただきましたけれども、人流五割削減というのは達成できませんでしたか。できたかできなかったのみお答えいただければと思います。

○国務大臣（西村康稔君） お答え申し上げます。

全体の人流は七月上旬に比べて二五%から三〇%前後にとどまっています。ただ、ワクチン未接種の方の外出、この人流を取ってみますと、これ推計値ではないんですが、これは五割近く減っているということでありますので、ワクチン未接種の方が非常に警戒をされて自粛をされてそうした御協力をいただいたものと、その効果もあって減少傾向につながったのではないかと、これ要因の一つとして分析をされているところであります。

○吉川沙織君 八月十二日に人流五割削減という目標を設定されたときに、集中して二週間の取組をとということで、八月十二日から二週間たてば

八月二十六日です。八月二十五日に開かれた基本的対処方針分科会で尾身会長は、「一時は三五%ほど下がりましたが、今は二五%ぐらいにとどまっています。」と発言されておられますとおり、

実は、その未接種の方とか夜間とか分類すれば別でしょうけれども、純粹に見た場合二五%程度で、人流は減らなかったということが示されています。

この目標設定に当たっては、科学的な根拠の提示なしに協力を求めることは難しいと、人流五割減の根拠の提示を求める意見、これはコロナ分科会で出されていますけれども、その後も特段の根拠が示されることなく今に至っています。

昨日開催をされました厚労省のアドバイザリーボードにおいて厚労大臣が、新規感染者数が急激に下がっているが、なぜ減っているのかよく分からずに減っているということはまた増えてくる可能性が十分にあるとおっしゃっています。西村大臣も、これまでの国会報告の場で、そして今日の報告においても、感染再拡大の波は何度も来る、次は来ると繰り返し答弁されておられます。

そこで、また大臣に伺います。

第六波を前提として、感染急拡大の原因や緊急事態宣言による人流抑制などの取組の効果、今回の宣言解除に至った要因について、検証が必要か必要でないかのみお答えください。

○国務大臣（西村康稔君） 常に、緊急事態宣言

発出して、そしてその対策の効果などを検証しながら次の対策に生かしていくことが重要だと考えております。

その上で、人流のことを少しだけ申し上げます、東京、首都圏などでは、先ほど尾身先生の引用が、発言の御引用がありましたけれども、御発言の引用がありますけど、まさに三〇%、三五%の人流の減にとどまりましたが、地方では多くが五〇%を超えて減少し、この間、ほぼ相関する形で陽性者の数はずうっと減ってきております。

そういう意味で、これまでの対策の効果の、私ども、相関関係、あるいはスーパーコンピューターなどを使って分析もしておりますけれども、やはり人流五割を超えて減少があれば基本的には感染者は減るといことは、これまでもデータからは分かるところであります。ただ、その首都圏においてはこれだけなぜ減ったのかということについては引き続き専門家とも分析を重ねているところでありまして、一つには、ワクチン未接種の方の人流、特に夜間の外出が減ったものというの大きな理由の一つとして挙げられているところでありまして。

○吉川沙織君 今、大臣、先ほどの問いに対して東京以外の地方のことをおっしゃいましたけど、八月十二日のコロナ分科会で示された目標というのは東京都における人流の五割減で、それが達成

できたかできなかったか、目標の設定の段階でも科学的な根拠がない、で、その後どうなったのかちゃんと検証する必要があると思います。四月二十三日のこの場で大臣に検証の必要性をお伺いしましたところ、する必要があるとおっしゃっていますので、是非それをやっていただきたいと思います。

そこで、総理にお伺いいたします。

二度目の宣言解除の際、この委員会、三月十八日ですけれども、取組の効果検証をEBPMの観点から行う必要性について質疑し、これに対して総理は、検証体制の整備について、「正式にどこでやるかということはまだ決まっています。ただ、専門家の委員の先生方の話を聞いてということにはなっていますけれども、そこは明確にする必要がある」と答弁なさいました。

質疑から六か月経過しますが、この間、検証体制の整備はなされたんでしょうか。もし、感染拡大が落ち着いてから後の課題とするならば、内閣は恐らく替わるんでしょう。でも、行政は継続性が大事です。行政の継続性の観点から次の内閣に引き継ぐべき事項ではないかと考えますが、総理いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 私、確かに委員の質問に対してそのようにお答えをいたしました。そして、このコロナ対策に一定の終止符が打たれ

れば、そこはしっかりやらなければまずい、そういうふうな思いでありました。

ただ、現時点において確実にこれはやらなきゃならないと思っている点につきましては、これまで一連の対応を通じて病床や医療関係者の確保に想像より時間が掛かるということ。さらに、治療薬やワクチンの治験や承認、これが遅くて、海外よりも日本は遅れてしまうということです。

こうした点についてしっかりと検証をしておこなうことというのは当然必要なことでありますので、やる部署というのは当然、厚労省とコロナ室で今これ政策を行っていますから、そこが担当するようになると思いますけれども、こうした検証をしっかりと行った上で、感染症によって揺らぐことのないこの強靱な体制というのをやはりつくっていくべきだというふうに思っています。

それと、やはりこのワクチンが効果があるということとは世界の様々な事例でこれ明らかにになりましたので、そうしたときに、日本だけやはりファイザーとかモデルナとかそれぞれの会社の治験に参加をしていなくて、そういう治験の対象になっただけで、特別承認が下りればそこで日本が使えただけというけれども、日本はやはり国内治験が必要だという、これは国会の皆さんの御意思もそうでした。そういう中で、果たして必要かどうかということも、ここは検証すべきじゃないかなと

いうふうに思っています。

そうしたことを今後もしっかりと引き継いでいくべきだというふうに思っています。

○吉川沙織君 内閣は替わろうとも行政は継続していきますし、国民の命と暮らしを守る必要性は、我々政治家もしっかりやっていかなければいけません。与党か野党は関係ありません。総理が今おっしゃいましたように、どのデータを使って何を検証するか、どのようにやるかということは大事なことです。是非これからも立法府の立場で見えていきたいと思えます。

その立法府の立場から申し上げます。

今年の通常国会が閉会しましたのは六月十六日です。本日時点で閉会期間は百四日に及びます。野党四党は、憲法第五十三条に基づき感染症対策のため臨時会の召集要求を七月十六日に出しており、憲法第五十三条の後段は、召集要求が出されれば内閣は臨時会の召集義務があるとされています。この閉会中に過去最多の新規感染者数、重症者数となる中、憲法の規定に基づく召集要求にもかかわらず国会が三か月以上も開かれなかったという事態は、二度と繰り返されてはならないと思います。

この閉会中には、三度目の緊急事態宣言の解除、四度目の発出、延長、再延長、再々延長、そして今日の解除を含めて、この閉会中だけで、実に国

会報告のための議院運営委員会は今日で八回目です。今年一月七日から数えれば、今日で二十三回目です。

この国会報告に当たって、今日は総理御出席でしたので、総理の発言と西村大臣の報告がありました。この国会報告に当たっては、当日朝、毎回基本的対処方針分科会が開かれて、その内容、議論についてもこの場で報告してください、いかがですかと申し上げましたところ、その後、分科会の議論の内容についても報告いただけるようになったことについては感謝したいと思います。

例えば、八月十七日のこの国会報告の場では、個人の行動制限に関する法的仕組みについても検討を進めてもらいたいという議論があったことが西村大臣から紹介されました。今回の四回目の緊急事態宣言下で開催された分科会において、個人の行動制限に関する法的仕組みについて、複数の委員から意見があったかなかったかだけ教えてください。内容は要りません。あったかなかったかだけ教えてください。

○国務大臣（西村康稔君） 今日の方科会の話で、（発言する者あり）はい。

ちょっと全てに私、出席しているかどうかはあれなんですけれども、私の知る限りは何度かそんな議論があったというふうに承知しております。

○吉川沙織君 八月十七日の分科会議事録により

ますと、六人もの構成員の方から、法制化について、やるかやらないかは別としてまずは議論をしてほしいとされています。次の八月二十五日の分科会においては国会で議論することを求める意見が多数出たにもかかわらず、八月十七日はちゃんと報告があったんですけど、八月二十五日のこの場では残念ながら一切大臣からは言及ございませんでした。当日、こうやって報告の場があるにもかかわらず言及しないのは、政府自ら選任した委員の意見を軽視し、立法府に対しても不誠実であると言わざるを得ません。

また、今日は総理、御出席でいらっしゃいますけれども、大臣は国会報告の場に総理が不在であることを問われるといつも大体こうおっしゃいます。特措法の責任者は私であり、責任を持って丁寧に説明すると答弁されましたが、政府対策本部長たる総理が国民の代表が集う国会の場で国民の代表に直接説明することとは違う話です。

そこで、最後に総理にお伺いいたします。国会報告の場でも、政府として国民にメッセージを伝え、危機感の共有に努めるべきではなかったのではないのでしょうか。感染症対策に当たって国民への説明に対する、この重要性に対する認識とこの国会報告の場の意義について、政府対策本部長たる総理にお伺いいたします。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 新型コロナ対策を

進めるためには、国民の皆さんの御理解と御協力が必要であることはもちろん言うまでもありません。そういう中で、様々な機会を通じて政府の方針や政策についてできるだけ丁寧に説明するのが私の役割だというふうに思います。

今、国会の話がありました。国会においては、国会の要請の中、あるいは、まん延、緊急事態宣言を新たに発出するとか、そういう節目には出させていただきたいと、そういう思いでありました。そういう中と同時に、ぶら下がり会見というのも百数十回やっています。そしてまた、今日も記者会見、これは一時間の記者会見をやります。これはたしか二十三日ぐらいやっていますから、そういう意味で、国会というの、記者の皆さんの前でそうしたこともやっているとすることも是非御理解をいただければ有り難いと思います。

○吉川沙織君 今日で、菅政権になって緊急事態宣言に関わる国会報告の議院運営委員会は一月七日以降二十三回目です。この間、節目には出席されたいと今答弁なさいましたけれども、節目に出てきてくださいと議院運営委員会理事会で何度も何度も申し上げました。ぶら下がり会見をされても、記者の皆さんを前にする会見をされても、国民の代表が集うこの国会の場で総理自身の口からどんな説明内容であったとしても説明をされることが、危機感の共有につながり、国民の皆さん

に対するメッセージではないかと私は思っていたから、ずっとお願いをしてまいりました。

最後は解除ということで出席をしていただきましたけれども、この間も、立法府が法律を作り、立法府が予算案を成立させることになる場所です。このことをこれからも重く受け止めながら、今日は検証の必要性和この国会報告の場の意義について質問をさせていただきました。これからも立法府の立場としてしっかりやっていきたいと思っておりますので、どのような立場になられましても引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。